

令和2年（2020年）6月25日

保護者 様

城陽市立南城陽中学校

校長 伊家 直宏

新型コロナウイルス感染防止対策に関わる教育活動の一部変更について（お知らせ）

梅雨の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、6月1日（月）より新型コロナウイルス感染防止対策のための「新しい生活様式」を取り入れた学校生活を再開していますが、学校生活の一部を、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

## 記

### 1 変更点

活動内容	変更前	変更後	開始日
部活動	(1) 自校の部員のみによる校内での活動とする。 (2) 活動時間は2時間以内とする。 (3) 飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動は禁止する。	(1) 対外試合を認める。(ただし、城陽市内の中学校から段階的に地域を拡大する。) (2) 活動時間は、感染防止対策を講じつつ、従来の活動時間に戻す。 (3) 活動は飛沫感染や接触感染のリスクを回避した上で実施する。	令和2年 (2020年) 6月27日 (土)
学習内容	一斉授業（全員が教室前方の黒板を向いた状態で授業を受ける形態）のみとする。	生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」となる活動は、感染症対策を講じた上で、段階的に学習活動を行う。 (例) グループ学習を短時間（10分程度）取り入れる。	令和2年 (2020年) 6月29日 (月)

### 2 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策のための手立ては、引き続き実施します。
- (2) 部活動について、各種競技団体が独自にガイドラインを設定している場合は、ガイドラインの内容にも従って実施します。
- (3) グループ学習は、マスクの着用等、感染拡大防止の手立てを講じた上で実施します。
- (4) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～学校の新しい生活様式～」(文部科学省)に示された「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準によると、現在の城陽市は、「レベル1」相当です。

## 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2 m 程度 (最低1 m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2 m 程度 (最低1 m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施 <sup>2</sup>	リスクの低い活動から 徐々に実施 <sup>2</sup> し、教 師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1 mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

「レベル3」・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

(文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～ p8 より引用)